



じゅぎょうちゅう にながて はつげん もと
授業中、苦手な発言を求められた。



な
あだ名でよばれた。



お つか
追いかけられたり、捕まえられたりした。



じぶん さそ
自分だけ誘われなかった。



えすえぬえす じぶん
SNSのグループに自分だけ
うつ しゃしん こうかい
写っていない写真を公開された。

これって、「いじめ」？

けいはつ
いじめ防止啓発資料

板橋区立板橋第一小学校



じゅぎょうちゅう にがて はつげん もと
授業中、苦手な発言を求められた。



じぶん さそ
自分だけ誘われなかった。



お つか
追いかけられたり、捕まえられたりした。



な
あだ名でよばれた。



ほんにん くつう かん
本人が苦痛を感じていたら
「いじめ」です

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」

① 心身に^{えいきょう}影響^{あた}を与える^{こうい}行為

② 心身に^{くつう}苦痛を感じている

「いじめ」です

「いたずら」や「いじわる」、^ば場^もを盛り上げようと「いじる」ことも、^う受^{がわ}けた側^うがどう受け止めるかによって、すべて「いじめ」になります。

^{しんせつ}親切^{ちゅうい}のつもりで注意^しした
こともいじめなのかな？



いじめの重大事態って？

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめ防止対策推進法 第28条第1項」

【いじめの重大事態として扱^{あつか}われた例】「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より

○自傷行為^{じしょうこうい}や自殺^{きと}を企図した

○暴力を受け、大きな怪我^{けが}（骨折^{こっせつ}、脳震盪^{のうしんとう}等）を負った

○複数の子どもからお金を渡^{わた}すよう強要され、総額1万円を渡^{わた}した

○クラスの友達からの^{きび}厳しい言葉が原因となり、不登校となった

いじめの重大事態調査って？

その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

「いじめ防止対策推進法 第28条第1項」

ぼうしたいさくすいしんほう
いじめ防止対策推進法により、いじめの重大事態^{また}又はその疑^{うたが}いが発生した場合は、

同種の事態の発生を防止するため、適切な方法により、事実関係を明確にするための調査の事です。

学校や学校の設置者の下に調査委員会をつくり、アンケートや聴^きき取り等を通して、事実関係を明確にしていきます。

調査の目的って？

重大事態調査は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを行うことを目的とした調査である。

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

以下の3点が目的です。

○事実関係を明らかにすること

○児童生徒へ必要な支援・指導しえんをすること

○再発防止策さいはつぼうしさくを講ずること

💡 いじめを行った児童生徒を罰ばつすることや、民事・刑事・行政上の責任けいじ せきにん追究ついきゅうが目的ではありません。

調査で何でも分かるの？

学校の調査でも、学校の設置者の調査でも、第三者による調査でも、調査は、「任意」であるため、全ての事実が分からないこともあります。

また、時間の経過とともに、記憶が^{きおく}薄^{うす}れ事実が分からなくなる可能性もあります。

事実関係を明らかにして、どうして重大事態が発生したのかを^{ぶんせき}分析し、再発しないよう^{ぼうしさく}防止策を考えるためには、関係する児童生徒・保護者の方々からの協力が必要不可欠です。

調査の最終目的は、発生した学校で同じような事態が再び発生しないように、防止するための取組を考え、^{じっし}実施することにあります。学校関係者・保護者が共通の^{にんしき}認識の下、子ども達の安心・安全な学校づくりをめざして協力することが重要です。